

## 本日の会議に付した事件

令和2年第2回山元町議会定例会（第1日目）

令和2年6月5日（金）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 提出議案の説明
- 日程第 4 報告第 9号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
- 日程第 5 報告第10号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 6 報告第11号 事故繰越し繰越計算書について
- 日程第 7 報告第12号 山元町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第 8 報告第13号 山元町下水道事業会計予算繰越計算書について

---

午前10時00分 開 議

議 長（岩佐哲也君）ただいまから、令和2年第2回山元町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

8番遠藤龍之君から欠席届出書が提出されております。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

〔議事日程は別添のとおり〕

---

議 長（岩佐哲也君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、1番伊藤貞悦君、2番橋元伸一君を指名します。

---

議 長（岩佐哲也君）日程第2．会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期はお手元に配布の会期日程（案）のとおり、本日から6月12日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から6月12日までの8日間に決定しました。

---

議 長（岩佐哲也君）これから、議長諸報告を行います。

議長諸報告はお手元に配布のとおりであります。ご覧いただきたいと思ひます。

---

議 長（岩佐哲也君）ここで副町長菅野寛俊君から、4月1日付の人事異動に伴う課長等の紹介をしたい旨の申出がありますので、山元町議会先例33番により発言を許可いたします。

副町長菅野寛俊君、紹介願ひます。

副町長（菅野寛俊君）はい、議長。それでは、私から、去る4月1日付の定期人事異動の発令に伴

い、執行部側説明員に変更がありましたので変更となった課長職について紹介をさせていただきたいと存じます。

なお、紹介順につきましては、議員の皆様から見て左側前列から順に紹介申し上げます。

会計管理者兼町民生活課長武田賢一です。議会事務局長からの異動でございます。（「よろしく申し上げます」の声あり）

総務課長佐藤兵吉です。教育総務課長からの異動です。（「よろしく申し上げます」の声あり）

企画財政課長齋藤 淳です。前任の大内同様、宮城県からの派遣でございます。（「齋藤です。よろしく申し上げます」の声あり）

保健福祉課長伊藤和重です。昇任でございます。（「伊藤です。よろしくお願ひいたします」の声あり）

右側に移りまして、教育総務課長大和田紀子です。会計管理者兼町民生活課長からの異動でございます。

農業委員会事務局長を兼務します農林水産課長佐藤和典です。（「よろしく申し上げます」の声あり）

東部地区基盤整備推進室長菅原健志です。前任の蓬畑同様、宮城県からの派遣でございます。（「よろしく申し上げます」の声あり）

以上、変更となりました課長職をご紹介申し上げます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これで紹介を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）日程第3．提出議案の説明を求めます。

この際、今定例会に提出された議案等12件を山元町議会先例66番により一括議題といたします。

町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。改めて、おはようございます。提案理由を申し上げます。

本日ここに、令和2年第2回山元町議会定例会が開会され、令和2年度一般会計補正予算案をはじめとする提出議案をご審議いただくに当たり、最近の町政の動向と各議案の概要についてご説明申し上げますので、議員各位の一層のご理解を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策により全国に発令されていた緊急事態宣言は、先月25日をもって全面解除されましたが、これまで感染拡大防止のため、1カ月間を超える長期間にわたり、厳しい生活環境や経済環境の中でご協力をいただきました町民や事業者の皆様には、心から感謝申し上げます。

しかしながら、宣言は解除されたものの、ワクチンが開発されるまでは油断大敵であり、警戒が緩むと第2波、第3波の感染が発生することが懸念されていることから、これまでの努力の積み重ねを無駄にしないためにも、国が示している「新しい生活様式」の実践が求められております。人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等手指の衛生管理等と併せ、引き続き3つの密の回避の徹底をよろしくお願ひ申し上げます。

本町におきましては、全国的にマスク等の流通量が不足している状況を踏まえ、感染

防止対策として、先月下旬から町内介護・医療等関係事業所・近い距離で接客を行わなければならない事業者を対象に、マスク、消毒剤等を配布するとともに、今月中旬には、全世帯を対象に各行政区のご協力をいただきマスク、アルコールジェル、抗菌剤3点セットを配布する予定としております。「お一人お一人が感染しない」、「他人に感染させない」ことが感染拡大防止には非常に重要でありますので、引き続き緊張感を持った行動に努めていただきますようご協力をお願い申し上げます。

次に、県の緊急事態措置に応じ、休館しておりました教育委員会関係施設等は、先月半ばから利用を再開し、町立小・中学校や児童福祉施設についても、今月1日から再開しており、徐々に日常を取り戻しつつあると感じております。

一方では、来月19日に予定しておりました「震災遺構中浜小学校」の開館記念式典及び一般公開は、当面の間、延期するとともに、パークゴルフ場を足がかりとしたスポーツ・レクリエーションの複合施設整備につきましても、土地の利活用に係る全体的な構想が整った時点で、補正予算を見据えた政策判断をしてまいりたいとご説明しておりましたが、健康で安全・安心な生活基盤があって初めてレクリエーション施設整備への取組が可能と考えていますので、当面は感染症対策に注力し、来年度の当初予算に向けて検討を深めてまいりたいと考えております。

また、感染拡大の防止と社会経済活動の維持を両立していかなければなりません。家計への経済的支援を目的とした国の特別定額給付金の振込を先月下旬から開始しておりますが、甚大な影響を受けている町民生活や地域経済への支援策を講じるべく、感染症対策に係る町独自の各種支援事業の準備を鋭意進めております。

今議会において、支援等に係る補正予算案をご提案しておりますので、よろしくご可決を賜りますようお願いするとともに、引き続き議会と執行部が一体となり、感染症という国難克服に向けて、町民の命と暮らしを全力で守ってまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、なお一層のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、「災害時における相互応援協定」についてですが、今年2月の愛知県半田市に続き、震災後、5件目となる総合応援協定を、同県岡崎市と4月1日付で締結したところであります。岡崎市とは今年3月まで8年間にわたり職員を派遣いただいたご縁から協定締結が実を結んだものであり、引き続き震災を契機に育んだ「絆」を大切にし、お互いの教訓を生かし、危機管理体制の充実・強化を目指すとともに、岡崎市をはじめとする協定市町から災害時に応援を求められた際には、東日本大震災の恩返しがいっしょにできるよう、物心両面の備えに努めてまいります。

次に、「日本海溝・千島海溝沿いの津波による浸水想定」についてですが、今年4月、内閣府の有識者会議は、日本海溝・千島海溝沿いでマグニチュード9クラスの巨大地震が起きた場合の津波による浸水想定を公表しました。これによりますと、本町の最大沿岸津波高は、磯浜漁港付近で8.9メートルということです。ただし、今回の浸水想定は、震災前の地形データに基づいており、震災による地盤沈下や防災集団移転促進事業等による復興事業は反映していないことに加え、今回推計した津波高や浸水域は、広範囲の領域の全体を捉えた防災対策の参考とするため推計したものであり、必ずしも各地において最大となる津波高・浸水域を示しているものではないとのことであります。

しかしながら、地震や津波は自然現象で、不確実性を伴うものであることから、東日

本大震災を経験した私たちは、これらも想定外とすることなく、町民の命を最優先に考えた危機管理体制を充実させるなど、引き続き皆様の安全・安心の確保に全力で努めてまいります。

次に、つばめの杜地区に予定されております「山下駅前駐在所建設」についてですが、事業主体であります県において、昨年度、実施設計及び町からの用地取得が完了し、今年度の当初予算に建設費用が計上されたところでありますが、コロナ感染症対策の影響から、工事着工から完成までのスケジュールに関し、現時点で具体的な見通しは不透明であると伺っております。

しかしながら、駐在所の早期着工、早期完成は、町民の安全・安心を確保する上で大変重要であると認識しておりますので、今後、県に対し、働きかけを行なってまいりたいと考えております。

それでは、東日本大震災からの復興・創生に向けた最近の取組についてご報告申し上げます。

初めに、本町復興の柱の一つである「いちごの復興」についてですが、町では、震災で壊滅的な被害を受けた後、イチゴが復興をリードしてくれるとの思いから、早期に4カ所のいちご団地を整備するなど、いち早くイチゴの復興に取り組んでまいりました。これが功を奏し、現在では、個人農家の復興に加え、震災後、新たに農業生産法人10社も立ち上がり、現在の出荷額は、震災前の13億円を大きく上回る17億円を超えるなど、本町農業の稼ぎ頭にまで復興いたしました。これもひとえに皆様のご尽力とご協力のたまものであり、今後、リンゴ、ホッキ貝、シャインマスカット、復興芝生を含めたこれら5大特産品のさらなる成長が本町の復興を牽引していくものと確信しております。

次に、「農水産物直売所飲食施設整備の進捗」についてですが、昨年7月から生産者や消費者、関係団体等で構成する「山元町交流拠点飲食施設建設検討委員会」を組織し、施設の内容や運営の在り方等について検討を重ねてまいりましたが、施設的设计内容が固まり、4月から工事請負に係る入札の手続を進め、先月、落札業者が決定したことから、契約議案を今議会にご提案しております。

なお、入居する飲食事業者については、施設の管理や運営を担う「株式会社やまもと地域振興公社」において決定することとなりますが、詳細については、内容が決まり次第、ご報告いたしますので、よろしく願いいたします。

次に、「町民グラウンド拡張・改修整備の進捗」についてですが、町民のスポーツ活動拠点として、一層のスポーツ普及振興を図ることを目的に、グラウンド機能の拡張と既存施設の改修を行なうため、昨年からの利用競技団体との意見交換会を重ねてまいりましたが、設計内容が固まり、4月から工事請負に係る入札の手続を進め、先月、落札業者が決定したことから、契約議案を今議会にご提案しております。

なお、工事期間中は、競技団体と利用調整を行いながら部分的なグラウンド開放に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、「町指定文化財「茶室」等の今後の取組」についてですが、昨年度、整備計画範囲や整備方法、対象施設等の基本的な方針を定めるため、文化財保護や教育施設の観点等から「大條家のいにしえに思いを馳せるまち」を将来像とした茶室蓑首城大手門・板倉等整備基本計画を策定いたしました。整備期間はおおむね令和10年度までを予定

しており、初年度である今年度については、茶室及び叢首城三ノ丸ゾーンの基本設計及び実施設計を行なうこととしており、今議会において、関係する補正予算案をご提案しておりますので、よろしくご可決賜りますようお願いいたします。

次に、「企業誘致等の状況」についてですが、太平洋ブリーディング株式会社の新浜地区への誘致に関しましては、これまで同社及び親会社であるプリマム株式会社との協議を重ねてまいりましたが、おかげさまで、先月1日、立地協定を締結いたしました。本来であれば調印式を設けるところではありましたが、コロナ禍にあるため、郵送での書面交換としたところであります。今後も、引き続き立地に向けた調整を進め、太平洋ブリーディング株式会社と土地売買契約を締結する予定としております。なお、売却する区域内に町道が含まれることから、売買契約に先立ち路線の廃止に係る議案を今議会において提案しておりますが、引き続き早期の施設建設や操業開始に向け、全力で支援してまいります。

次に、町内各地の道路等整備事業の動向について申し上げます。

初めに、「県道相馬亙理線改良工事」についてですが、既に供用開始している福島県境から町道上平磯線の約800メートル区間に加え、今年8月には、震災遺構中浜小学校以北約400メートル付近までの2,100メートル区間、さらに年内には旧坂元駅までの約960メートル区間の供用開始を目指し、鋭意工事を進めていると伺っております。

また、かねてより仙台河川国道事務所に要望しておりました国道6号の「高瀬交差点改良」及び「JA山下ガソリンスタンド前の歩道整備」についてですが、今年秋頃の工事着手を目指し、手続等を進めていると伺っております。

続いて、「山元インターチェンジから岩沼インターチェンジ区間の常磐自動車道4車線化工事」の進捗についてですが、盛土工事がほぼ完成し、年度内の供用開始を目指し、現在は舗装工事の準備を進めていると伺っております。今後とも、NEXCO東日本と連携を密にしながら全力で取り組んでまいります。

次に、「復興事業における進捗状況」についてですが、昨年11月の全員協議会において、「復興創生期間後」の基本方針を踏まえ、本町の復興事業の進捗状況を総点検し、影響のある事業をご説明する予定でございましたが、今年度での完了が困難な事業の期間については、国・県と協議を重ねておりますが、最終的な調整に時間を要しているところであります。

なお、事業期間の延長については、報道によりますと、やむを得ない状況の変化等で今年度内に完了しない場合は、明許繰越や事故繰越の手法により2年間延長することの対応を検討しているとのことであります。引き続き、国・県と調整を図り、その結果を踏まえた上で、本町の事業の進捗をご報告してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

最後に、「役場構内整備事業」についてですが、町の新たなランドマークとしてデザインされた新庁舎を中心に、歴史民俗資料館等とともに、山元町役場としてふさわしい一群の環境を整えながら、新たな敷地利用の変更にも柔軟に対応できる基盤整備を進めることとしております。建築基準法指定道路として接道環境の向上を図るとともに、構内の歩行者と車両が錯綜する現状の改善、西側延伸を含む構内道路の整備によって安全に通行できる道路環境整備、さらには、庁舎、歴史民俗資料館、中央公民館等建物群ご

とに利用者が使いやすい駐車場整備を含め、昨年度から基本・詳細設計を行なっておりますが、今般、基本設計が固まったことから、今議会において整備工事に係る補正予算案を提案しておりますので、よろしくご可決賜りますようお願いいたします。

以上、東日本大震災からの復興・創生に向けた最近の主な取組についてご報告申し上げます。

引き続き、我が町の復興・創生に向けて「チーム山元」一丸となり、全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、これまで同様、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会においてご審議いただく各議案の概要について順を追ってご説明申し上げます。

初めに、報告関係についてであります。報告第9号専決処分の報告については、山下浅生原線道路改良工事について、施工内容や数量等に軽微な変更が生じたことに伴い、変更契約を締結いたしましたので、これを報告するもの、報告第10号繰越明許費繰越計算書については、さきの第1回議会定例会においてご可決いただきました令和元年度一般会計補正予算の繰越明許費について、令和2年度に繰り越しいたしましたので、報告するもの、報告第11号事故繰越し繰越計算書については、関係機関との協議等により不測の時間等を要したこと等により、一部の事業が完了できなかったため、令和2年度に事故繰越いたしましたので報告するもの、報告第12号山元町水道事業会計予算繰越計算書については、関連工事等との協議に不測の時間を要したことなどにより、令和2年度に繰り越しいたしましたので報告するもの、報告第13号山元町下水道事業会計予算繰越計算書については、関連工事との協議に不測の時間を要したこと等により、令和2年度に繰り越しいたしましたので、報告するものであります。

次に、予算外の議決議案についてであります。議案第34号東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例については、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者に係る国民健康保険税の財政支援が延長されたことから、所要の改正を行なうもの、議案第35号については、山元町農水産物直売所飲食施設建築工事に係る工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるもの、議案第36号については、山元町町民グラウンド拡張改修工事に係る工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるもの、議案第37号土地の取得については、防災集団移転促進事業における移転促進区域内の宅地を取得するに当たり、議会の議決を求めるもの、議案第38号については、町道の路線廃止について議会の議決を求めるものであります。

続きまして、補正予算関係議案についてであります。議案第39号令和2年度山元町一般会計補正予算（第2号）（案）については、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、甚大な影響を受けている町民生活や地域経済への支援策を講じるべく、定額給付金給付世帯に支援金を追加支給する生活支援金給付事業をはじめとした町独自の各種支援に関する経費を計上しております。

また、これらの財源確保のため、岩佐議会議長から議会の調査研修旅費約185万円について減額の申し入れがあったことから、減額措置するものであります。

そのほか、国・県補助金の内示額等に起因する経費等を補助金交付決定ベースで予算化したほか、坂元小学校校舎改修や各小学校及び山下中学校のトイレ洋式化事業、役場

構内整備事業、町指定文化財茶室等整備に係る基本・実施設計業務に至る経費等を計上しております。

最後に、債務負担行為の補正については、来年4月1日から業務等の開始が予定されている各種事業について、今年度中に契約事務を進める必要があることから、それぞれ期間及び限度額を定めるものであります。

以上、ただいま申し上げました歳出予算に見合う財源としては、地方創生臨時交付金等の国・県支出金や町債を増額するとともに、最終的な財源調整として財政調整基金の取崩しを増額措置した結果、今回の補正額は約7億円を増額し、総額約133億9,000万円余とするものであります。

議案第40号令和2年度水道事業会計補正予算（第1号）（案）については、新型コロナウイルス感染症対策支援に係る水道料金減免に関する経費として、収益的収入及び支出を増額するものであります。

今回の補正額は、収益的収入を50万円増額し、総額4億4,000万円余とし、収益的支出を50万円増額し、総額3億3,000万円余とするものであります。

以上、令和2年第2回山元町議会定例会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げましたが、各種議案等の細部につきましては、さらに関係課長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（岩佐哲也君）これで提出議案の説明を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）日程第4．報告第9号を議題とします。

本件について報告を求めます。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。報告第9号専決処分の報告についてご報告申し上げます。

配布資料No.1、議案の概要をご覧ください。

提案理由でございますが、山下浅生原線道路改良工事に關し、地方自治法の規定に基づき専決処分したので、これを報告するものであります。

概要につきまして変更点をご説明いたします。

まず、表の3番、契約金額でございますが、現契約6,300万300円、増額306万7,900円で、変更契約額が6,606万8,200円となり、4.87パーセントの増となります。なお、金額にはそれぞれ消費税を含んでおります。

次に、変更分の工事の概要、5番でございますが、まず、アスファルト舗装盤撤去が現契約では42立米であったものが、88立米の増で130立米となっております。

また、コンクリートブロック積み撤去が現契約では22立米であったものが39立米で17立米の増となっております。

また、道路照明灯、現契約では1基であったものが1基増で2基となっております。

1枚めぐりまして図面をご覧ください。

この図面、左右に延びておりますのが山下浅生原線でございますが、左側が山下小中学校方面、右側の端のほうが作田山団地となります。赤で薄く着色いたしました範囲、2カ所ございますけれども、こちらがアスファルト舗装盤を撤去した範囲でございます。こちら当初は標準的な厚さで見込んでおったものが、実際撤去したところ、想定よりも厚かったために増となったものでございます。

また、中央やや右寄りコンクリートブロック積み撤去がございますけれども、こちら箇所は当初どおりでございますけれども、地中の根入りが当初想定よりも深かったために増となったものでございます。

また、右端のところ、町道との交差点ですね、こちらのところに道路照明灯を増としております。

概要のほうにお戻りください。

7番、変更理由でございますけれども、1つ目、各構造物撤去工において実績に応じ撤去する量を増したものの、2つ目、町道山下作田山団地15号線との交差点部において、夜間における交通の安全性を確保するため、道路照明灯を1基追加したものでございます。

以上で報告第9号の報告を終わります。

議長（岩佐哲也君）報告第9号専決処分の報告（工事請負契約金額の変更）を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）日程第5．報告第10号を議題とします。

本件について報告を求めます。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。それでは、報告第10号繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

さきの3月議会におきまして明許設定をいたしました一般会計補正予算（第4号）につきまして、地方自治法施行令の規定に基づき具体的な繰越額をご報告させていただいております。

1ページをお開き願います。

令和元年度山元町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

計算書の見方につきましては、左から順に予算科目、事業名の欄となっており、続いて金額欄にはさきの3月議会で設定いたしました繰越限度額を記載しております。この繰越限度額の範囲において、令和元年度決算に基づく確定した繰越額を記載したものが翌年度繰越額の欄となっており、財源内訳も右側の欄に記載しておりますのでご確認願います。合計27事業を繰り越しております。

主な事業につきましてご説明いたします。

まず第2款総務費第1項総務管理費のうち、役場構内整備事業については、道路や交差点の詳細設計をするに当たり、公安委員会などとの協議に時間を要したことから繰り越したものでございます。

次に、第4款衛生費のうち、第2項清掃費の稲わら等管理処分事業については、受入処分場の受入数量調整の実施に時間を要したことから繰り越したものでございます。

次に、第6款農林水産業費のうち、第1項農業費農山漁村地域復興基盤総合整備事業については、1次利用地指定及び変更指定通知書作成に際し、区域面積の確定に不測の日数を要したことから繰り越したものでございます。

次に、第7款商工費第1項商工費については、企業誘致推進事業に係る地権者との用地交渉に不測の日数を要したため繰り越したものでございます。

次に、第8款土木費第2項道路橋梁費のうち、社会資本整備総合交付金事業についてですが、関連工事との調整や地権者との交渉に不測の日数を要したため繰り越したものでございます。



2ページをお開き願います。

第9款消防費第1項消防費のうち、災害対策事業については、昨年の台風19号により洪水浸水想定を行なう河川等が被災し、現地調査等を法定どおりに行なうことができなくなったため、繰り越したものでございます。

次に、第10款教育費第5項社会教育費のうち、埋蔵文化財収蔵庫建設事業については、附帯工事において施工不良が確認されその対応に不測の日数を要したため、繰り越したものでございます。

最後に、第11款災害復旧費については、工事の発注手続等に不測の日数を要したことや施工箇所が多く復旧工事の完成に時間を要するため繰り越したものでございます。

以上、27事業、明許繰越額の合計が23億5,641万円余となつてございましたが、そのうち、19億8,391万円余を令和2年度に実際に繰り越したということになります。

財源内訳につきましてはご覧のとおりでございます。

説明につきましては以上でございます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）報告第10号繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

---

議長（岩佐哲也君）日程第6. 報告第11号を議題とします。

本件について報告を求めます。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。それでは、報告第11号事故繰越し繰越計算書についてご説明いたします。

こちらも地方自治法施行令の規定に基づき具体的な繰越しの額を報告させていただくものでございます。

1ページをお開き願います。

令和元年度山元町一般会計事故繰越し繰越計算書でございます。

いわゆる突発的な事象により年度内に支出が終わらなかったため、やむを得ず翌年度に繰り越すものにつきまして、その理由等を説明するものでございます。計算書につきましては、左から順に予算科目、事業名、昨年度中の支出負担行為額、その隣には支出状況を記載しております。また、繰越額及びその財源内訳に続いて表の一番右の欄にそれぞれの事業についての繰越理由を記載しておりますのでご確認願います。

令和元年度から令和2年度に事故繰越するものは3件となっております。

まず、第2款総務費第1項総務管理費役場構内整備事業でございます。表の中央、翌年度繰越額の欄にありますとおり、487万円余を事故繰越するものでございます。その理由でございますが、有害物質検査に不測の日数を要し、年度内の完成が困難となったものでございます。

続きまして、第3款民生費第1項社会福祉費応急仮設住宅共同施設維持管理事業については101万円を事故繰越するものでございます。その理由でございますが、昨年の

台風の影響で県の用地の復旧工事に遅れが生じたため、年度内の工事の完成が困難となったものでございます。

続きまして、第8款土木費第6項都市計画費旧山下駅前周辺環境整備事業については、418万円を事故繰越するものでございます。その理由でございますが、関連する県の工事において不測の日数を要したため、年度内の完成が困難となったものでございます。

以上、事故繰越の合計額でございますが、1,006万円余、財源内訳といたしましては、一般財源が905万円余、その他101万円となっております。

説明は以上でございます。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

9番岩佐孝子君の質疑を許します。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。8款土木費でございますけれども、これについては平成30年12月に、3月までにどうしてもしなきゃならないということで補正を出したはずなんですよね。これについて30年度ではできないということで明許繰越にし、1年間あったにもかかわらず、ここに掲載してあるのは県においてということと、地権者というふうなことだったんですけれども、町との関わりはどのようなことでこのようなことになっているのでしょうか。確認させてください。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。ご質問の件でございますけれども、県の事業におきまして旧山下駅前のところを記載のとおり代替地として提供するという件がございます、その中で県の要請におきましてこちらの事業を進めてきたところでございます。その中で県と工程の調整を取りつつ、このような結果になったということでございます。以上でございます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。この部分については避難道路という位置づけのところであるというようなことの説明があったと思うんですけれども、避難道路ということであれば、やはり町も積極的に関わりを持つべきではなかったかと思われそうですが、その辺について町長、どのようにお考えだったのでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。まさに議員おっしゃるとおりでございます、避難道路の整備に向けて県のほうで一生懸命やっていた中で、県の要請もあって町の所有している土地を利用したいというふうなことがあったものですから、先ほどご紹介していただきましたように12月、一昨年ですか、12月の補正予算で皆様方のご理解を頂戴しながら進めてきたというふうなことでございます、少なくとも町としては県とタイアップしてこの事業を推進すべく、12月という補正予算で対応して、できればその年度内の3月までには事業が執行できるものと期待しておったところでございますが、先ほど来、企画財政課長、そして、建設課長のほうから申し上げたような状況の中で、残念ながらこういう事故繰越ということになっているというふうなことでございます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。今の町長の回答によりますと、私は非常に疑問があります。県、そして、地権者、そこにだけ責任を転嫁しているようなことにしか聞こえません。町としては、どういうふうにしたら協力をしていただけるか、そういうふうなことも考えて積極的なアプローチとかは、そして、県とのパイプ役としてきちっとした役割は果たしたのでしょうか。その辺が非常に疑問でなりません。町長、ちゃんとルートなりなんなりできちんとパイプ役を果たしたのでしょうか、その辺を確認させてください。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。まず、ご理解いただくためにはそもそもの話をしなくちゃないだろうというふうに思いますが、ここの土地は、旧山下駅前のトイレとして利用されてきた一角でございまして、いわゆるあそこの震災で亡くなった皆様方の慰霊碑、記念碑を建立する検討委員会の中でも、トイレについては存置すべきというふうな、そういう検討、結果を踏まえて残してきたところでございます。

しかし、その後、今お尋ねのあった件での避難道路の整備というふうな事業の中で、県のほうでお進めの避難道路の用地買収に該当される方のほうでこの土地を県のほうで利用したいというふうな申出があったもんですから、私としても積極的に議員各位に働きをかけてご内諾を得た上で提案をしてきたという経緯、経過がございまして。そういうことで、12月補正で皆様方のご理解を得て、先ほど申しましたように、その年度末の3月までには事態が進展するものと大いに期待をしておったところでございまして、私も陰に陽に周辺の土地のそのほかにも利用できる場所があるのかなのか、そういうふうな形で水面下で対応してきたところでございまして、県のほうから派遣していただいている前建設課長、そして、現在の課長も含めていろいろと県のほうと連携を取りながら、速やかな事業の進捗を期待して今日まで来ているというふうなことでございまして。

併せてご案内申し上げたいのは、確かにその後のといいますか、3.11の絡みで避難道路あるいは県道相馬亘理線の改良というふうな部分との連携がございまして、いわゆる旧山下駅を突き抜けて新しい亘理線とこれが接続するという、いわゆる旧常磐線をまたいでの道路整備が今回推進されているわけでございますけれども、以前はあそこの道路については旧山下駅までは県のほうで道路整備をします。それを前提に北側の宅地の部分については、町のほうで事前に下水道管を埋設させてもらっていたと経緯経過がございまして。

そういう中で、さらに、前段申し上げたような新しい県道とこれがつながるというふうな、そういう計画の変更はございましてけれども、震災前からの停車場線の改良、拡幅というのは、町としては一つの検案、課題であったというふうなことも併せてご説明をさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

議 長（岩佐哲也君）まだまだ質問続きそうであれば、一旦ここで休憩入れますが、まだ続きますか。（「もう1点だけ」の声あり）

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。ここに掲載されているのは、あたかも県と地権者だけが悪いというようなことで掲載しておりますけれども、今、町長の話伺いますと、あそこの線路、かさ上げしたりとか、そういう道路の変更とかもあっていろんなことが絡んでこのような状況になったと思います。そういうことからしたならば、やはり県と地権者だけではなかったということをごきちんと認めていただきたいと思います。その辺についてはいかがなものでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど……。〔「言い訳は要りません」の声あり〕言い訳じゃございません。私は真剣になってこの問題に取り組んできた中で、そういうふうに関われる立場ではないということをおえて申し上げたい。担当課長共々、担当課共々、県土木と連携しながら一生懸命やってきたというふうなことでございまして。それに尽きるというふうなことでございまして。（「町にも責任があるということをお認めますか」の声あり）

議 長（岩佐哲也君）不規則発言は謹んでください。きちんと手を挙げて。（「9番」の声あり）

議長（岩佐哲也君） 暫時休憩します。 11時10分まで暫時休憩とします。

午前10時55分 休憩

---

午前11時10分 再開

議長（岩佐哲也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君） 質疑はありませんか。

9番（岩佐孝子君） はい、議長。今まで町長の説明を聞いていますと、非常に私はちぐはぐな回答ではないかというふうに思っています。県、そして、地権者にだけ責任を転嫁するというのに非常に私は疑問を感じております。町として代替地としてのこの部分、どのような形でしたのか、それさえも伝わってきませんでした。そういうことをきちっと説明をしながら事業を遂行すべきではないかということを質疑し、そういうことを求めながらここで終わります。

議長（岩佐哲也君） そのほか質疑ありませんか。

2番（橋元伸一君） はい、議長。今の件に関して簡単にだけ誤解のないように説明させていただきます。

地権者は、最初、事業計画を聞いたときに最初からまず町民のためでもあると、町のためでもあるということ協力をするという旨を伝えてスタートしました。それで、県の計画に沿ってタイムスケジュールを聞き進めてきたわけですが、最終的に工事完了の時期に合わせて契約書に判こを押した時点で土地を明け渡す期間というのはあるのですかという確認をしました。そして、基本的には1年ですと言われました。ですから、県と契約して1年以内に撤去をしなくちゃいけないという、そこから逆算をしました。

ですから、あそこの代替地とここ代替地でどうですかと言われたところの建物があるうちは再建できませんので、結局その時間を逆算していった中で、とにかくあそこが早く解体されてきちっと土地が造成されるのを待っているという状況でした。それで1年で終わるといところで判こを押すという約束になっておりました。ですから、県のほうも地権者のほうも臨時議会を通ったときに、じゃ、ここから大体1年半ぐらいで終わるなという計算をしていたところが、いつまでも解体されなかったもので、それでこの1年半というのが延びていると。県との協議で延びたわけではないということだけお伝えして終わりたいと思います。

議長（岩佐哲也君） 答弁よろしいですね。答弁あるんですか、何か。

町長（齋藤俊夫君） はい、議長。この場で当事者を前にしていろいろやり取りということ自体が、私はいかがなもんかなというふうに思います。今のお話だけでは、あたかも町が対応が悪いような、あるいは岩佐議員のご質問もそういうふうな趣旨ですよ。私は、町が感謝されることがあってもとやかく言われることはないというふうに自負しておりますよ。冗談じゃないですよ。多少経緯、経過をあれすれば、前議長さん等々にもいろいろとご相談申し上げそれで取り組んできた事業でもございます。現体制でもしかりだと思っておりますけれども、担当課が県の土木事務所といろいろと間に入って調整をしながら進んできた事業でございます。この場で、公の場で私が間違いと言われる筋合いは一切ございません。

議長（岩佐哲也君）質疑ですか。（「これをどうのこうのと、ここで終わらせてください」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）報告第11号事故繰越し繰越計算書についてを終わります。

---

議長（岩佐哲也君）日程第7．報告第12号を議題とします。

本件について報告を求めます。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、報告第12号山元町水道事業会計予算繰越計算書についてご報告申し上げます。

令和元年度山元町水道事業会計予算の繰越しにつき、別紙のとおり報告するものです。次のページをお開きください。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額です。款、項、事業名の順にご説明いたします。

1款資本的支出1項建設改良費、県道相馬互理線整備に伴う配水管布設替え工事ほかでございます。予算計上額1億3,477万3,000円、支払い義務発生額5,214万1,506円、翌年度繰越額8,200万円、財源内訳は記載のとおりでございます。不用額は63万1,494円。説明といたしまして関連工事等との協議に不測の日数を要したためであります。

以上で報告第12号の報告を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）報告第12号山元町水道事業会計予算繰越計算書についてを終わります。

---

議長（岩佐哲也君）日程第8．報告第13号を議題とします。

本件について報告を求めます。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、報告第13号山元町下水道事業会計予算繰越計算書についてご報告申し上げます。

令和元年度山元町下水道事業会計予算の繰越しにつき、別紙のとおり報告するものです。

次ページをお開きください。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額でございます。款、項、事業名の順にご説明いたします。

1款資本的支出1項建設改良費下水道施設移設工事でございます。予算計上額1億820万6,000円、支払い義務額8,538万3,581円、翌年度繰越額2,200万円、財源内訳は記載のとおりでございます。不用額は82万2,419円でございます。

ます。説明といたしまして、関連工事の協議に不測の日数を要したためでございます。  
以上で報告第13号の報告を終わります。

---

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

---

議長（岩佐哲也君）報告第13号山元町下水道事業会計予算繰越計算書についてを終わります。

---

議長（岩佐哲也君）以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会といたします。

次の会議は6月9日火曜日午前10時開議であります。

以上、散会します。お疲れさまでした。

午前11時20分 散 会

---